東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に係る環境整備について

被災地域の早期復旧に向け、東日本大震災で大量に発生した災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することが喫緊の重要課題となっていますが、多くの地方自治体で協力して処理を進めていくには、国において受け入れ自治体の住民が安心できる環境を整備することが不可欠です。

災害廃棄物の中には、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質に汚染されたものがあり、その安全性について多くの住民から不安の声が出されています。これは、今回の原子力発電所の事故処理にあたって、政府がSPEEDIの情報や原子炉がメルトダウンしていることの情報を的確に提供しなかったり、事故発生後に放射性物質に関する食品の安全基準を緩めたりしたため、国民の原子力行政に対する不信がかつてないほど高まっていることにも起因しているものと考えられます。

また、現行法上、原子力発電所内で発生した廃棄物は、クリアランスレベル（放射性セシウムでは100ベクレル/kg）以上のものは放射性廃棄物として厳格に管理することが義務づけられています。一方、東日本大震災の災害廃棄物に対しては、

8,000ベクレル/kg以下であれば、埋立処分が認められることが環境省から示されました。こうした放射性廃棄物の取扱いは、住民に理解を求めることに困難が伴い、また、住民がさらなる不安を感じざるを得ない状況となります。

放射性物質に汚染された廃棄物の処理を進めるに当たっては、受入側の住民不安払拭に向けた細やかな安全基準や取扱い等に関する指針を策定することが必要です。

災害廃棄物の広域処理に当たっては、国の責任において、国民の不安を払拭しながら、地方自治体が将来に向け安心して受け入れられる環境整備が必要であることから、次の事項について国の対応を求めます。

1　放射性廃棄物の取り扱いについて、異なる基準値が存在する整合性のある理由と、放射性物質汚染対処特別措置法の規定による指定廃棄物の基準（8,000ベクレル/kg）以下であれば安全である根拠について、国民に丁寧かつ明確に説明し、理解を得ること。

2　災害廃棄物の広域処理事例について、仮置き場での保管時及び搬出、中間処理施設での受入、処理、最終処分場での埋立などの各段階で放射線量等の調査を行い、その検証結果を全面的に開示すること。

　また、その検証結果を踏まえ、搬出から処分までのそれぞれの段階における安全を確保するとともに、国民に対し、安全面に関する情報提供を適切に行うこと。

3　放射性物質に汚染された災害廃棄物やその焼却灰の一時保管に要する費用と、既に埋立処分されたものを含めた処理施設周辺環境、排水等のモニタリングに要する費用は、全て国が負担すること。

4　基準値を超える災害廃棄物の収集、運搬、処分及び最終処分場の確保は、国の責任において厳格に行うこと。

　また、焼却により濃縮され放射性物質濃度が高くなったために処分できない焼却灰については、国の責任において処理すること。併せて、焼却以外の処理方法の検討を行うこと。

5　安全な保管や処理処分のため、必要に応じ国から専門家を派遣すること。

6　処理従事者の研修の機会の確保等、処理事業者の養成を、国の責任において行うこと。

7　国民に対する適切な情報提供や施設周辺住民に対する説明は、国が責任をもって、分かりやすく行うこと。

　なお、国は明確かつ整合性のある安全基準を示し、丁寧な説明を行った上で、住民のコンセンサスを得るに当たっての経済的・歴史的背景や取組の状況等、地域の事情が異なることに鑑み、各地方自治体の判断を尊重すること。

　平成２４年１月６日

全　国　知　事　会

環境省作成資料

1　放射性廃棄物の取り扱いについて、異なる基準値が存在する整合性のある理由と、放射性物質汚染対処特別措置法の規定による指定廃棄物の基準（8,000 ベクレル/kg）以下であれば安全である根拠について、国民に丁寧かつ明確に説明し、理解を得ること。

環境省では、原子力安全委員会の考え方や災害廃棄物安全評価検討会での検討を踏まえ、放射能濃度が 8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常行われている処理方法により、周辺住民、作業者のいずれにとっても安全に処理することが十分可能であることを確認し、放射性物質汚染対処特措法に規定する指定廃棄物の指定基準を 8,000Bq/kgを超えるものとしている。

この基準については、原子力安全委員会及び放射線審議会において検討され、適当である旨の確認をいただいているところである。

なお、検討の根拠となっている原子力安全委員会の考え方（「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成 23 年 6 月 23 日））は、原子炉等規制法における基準を基としており、原子力発電所の内外で整合がとれているものである。

放射性物質に汚染された廃棄物の処理を進めるに当たっては、廃棄物処理施設周辺地域の住民を始めとする国民全体の理解を得ることが重要であることは御指摘のとおりであり、パンフレットの作成や広報などを通じて説明を行っているところであるが、今後とも様々な機会を通じて説明を尽くしてまいりたい。

2　災害廃棄物の広域処理事例について、仮置き場での保管時及び搬出、中間処理施設での受入、処理、最終処分場での埋立などの各段階で放射線量等の調査を行い、その検証結果を全国的に開示すること。

また、その検証結果を踏まえ、搬出から処分までのそれぞれの段階における安全を確保するとともに、国民に対し、安全面に関する情報提供を適切に行うこと。

環境省では、ガイドライン（東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン）において、搬出側での空間放射線量の測定等による確認方法や受入側でのモニタリングの考え方を整理して示している。

また、例えば、東京都が実施している広域処理においては、都が作成した「放射能管理マニュアル」に従って、仮置場の災害廃棄物の放射能濃度のほか、搬出時の空間線量率・遮へい線量率や受入処理を行う中間処理施設の敷地境界の空間線量率、排ガスの放射性物質濃度等を測定し、これらを随時ホームページで公表しているところである。

環境省としても、このような先行事例からデータを蓄積させ、安全に処理されていることを検証・確認するとともに、積極的に情報提供を行ってまいりたい。

３　放射性物質に汚染された災害廃棄物やその焼却灰の一時保管に要する費用と、既に埋立処分されたものを含めた処理施設周辺環境、排水等のモニタリングに要する費用は、全て国が負担すること。

災害廃棄物の広域処理に当たって、搬出側自治体が受入側自治体に支払う委託費のうち、受入側自治体において基準に沿って安全を確認し、適正な処理を行うために必要と考えられる費用については、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金等の対象にするとともに、残る地方負担分については地方交付税措置により、全額国が負担することとしている。

４　基準値を超える災害廃棄物の収集、運搬、処分及び最終処分場の確保は、国の責任において厳格に行うこと。

また、焼却により濃縮され放射性物質濃度が高くなったために処分できない焼却灰については、国の責任において処理すること。併せて、焼却以外の処理方法の検討を行うこと。

放射能濃度が 8,000Bq/kgを超える災害廃棄物の収集、運搬及び処分については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が責任をもってその処理を行うこととしている。焼却処理を行った後に放射能濃度が 8,000Bq/kgを超える焼却灰が発生した場合も同様である。

また、焼却処理を実施せずにそのまま埋立処分を行うことも可能である。

５　安全な保管や処理処分のため、必要に応じ国から専門家を派遣すること。

広域処理の対象となる災害廃棄物は、通常行われている処理方法により、周辺住民、作業者のいずれにとっても安全に処理することが十分可能である

ものに限られるが、地域住民の理解を得るため、必要に応じて地方自治体の説明会等に国から専門家や職員を派遣しているところである。

６　処理従業者の研修の機会の確保等、処理事業者の養成を、国の責任において行うこと。

広域処理の対象となる災害廃棄物は、通常行われている処理方法により、周辺住民、作業者のいずれにとっても安全に処理することが十分可能であるものに限られるが、処理事業者に対する説明の機会等を設ける場合は、必要に応じて地方自治体の説明会等に国から専門家や職員を派遣することとしている。

７　国民に対する適切な情報提供や施設周辺住民に対する説明は、国が責任をもって、分かりやすく行うこと。

なお、国は明確かつ整合性のある安全基準を示し、丁寧な説明を行った上で、住民のコンセンサスを得るに当たっての経済的・歴史的背景や取組の状況等、地域の事情が異なることに鑑み、各地方自治体の判断を尊重すること。

広域処理に対する国民的な理解が得られるよう、積極的に情報提供を行ってまいりたい。また、施設周辺住民に対する説明については、地方自治体と緊密に連携し、国としても説明会に職員を派遣するなどして分かりやすい説明に努めているところである。

なお、放射性物質に汚染された廃棄物の処理については、明確かつ整合性のある安全基準を示しているところであるが、広域処理を被災地以外の地方自治体に要請するに当たっては、安全性の考え方を丁寧に説明するとともに、地方自治体の判断を尊重することとしている。